

(株)水倉組 工事下請負基本契約約款 新旧対照条文

現行 (2017年5月15日 改訂)	(改訂後) 2018年1月1日 改訂
<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第4条 下請負人は、.....(省略)</p> <p style="text-align: right;">(第2項新設)</p>	<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第4条 下請負人は、.....(省略)</p> <p style="text-align: center;">2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p>
<p style="text-align: right;">(全文新設)</p>	<p>(下請負人の社会保険加入義務等)</p> <p>第15条の2 元請負人は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。</p> <p>一 健康保険法(大正11年法律第70号)第47条の規定による届出</p> <p>二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出</p> <p>三 雇用保険法(昭和49年法律第169号)第7条の規定による届出</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、元請負人と直接下請契約を締結する下請負人(一次下請負人)が、次の各号のいずれにも該当する場合、元請負人は社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。</p> <p>一 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p>二 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を元請負人に提出した場合</p> <p>3 下請負人から前項第二号の確認書類が提出された場合、元請負人は発注者の指定する期間内に、これを発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 第2項に掲げる下請負人が同項第一号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同項第二号に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、下請負人は違約罰として、元請負人と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を元請負人が指定する期間内に元請負人に支払わなければならない。</p>
<p style="text-align: right;">(全文新設)</p>	<p>(再下請負人の社会保険加入義務等)</p> <p>第16条の2 下請負人は、社会保険等未加入建設業者を再下請負人としてはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、再下請負人が次の各号のいずれかに該当する場合、下請負人は社会保険等未加入建設業者を再下請負人とすることができる。</p> <p>一 当該社会保険等未加入建設業者を再下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合</p> <p>二 発注者が元請負人に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、元請負人において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、再下請負人が第15条の2第1項各号に掲げる届出をし、下請負人を通じて、確認書類を元請負人に提出した場合</p> <p>3 下請負人から前項第二号の確認書類が提出された場合は、元請負人は発注者の指定する期間内に、これを発注者に提出しなければならない。</p> <p>4 第2項に掲げる再下請負人が同項第一号に定める特別の事情があると認められなかったとき、かつ同項第二号に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、再下請負人は違約罰として、下請負人と締結した再下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を元請負人が指定する期間内に元請負人に支払わなければならない。</p> <p>5 再下請負人が社会保険等未加入建設業者である場合には、第2項に該当する場合であっても、元請負人及び下請負人は社会保険等の加入指導を行わなければならない。</p>
<p style="text-align: right;">(全文削除し、前条第9項、10項へ移動)</p> <p>(元請負人の解除権その2—反社会的勢力の排除)</p> <p>第46条—元請負人は、下請負人又は再下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む)が、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずに、個別契約を解除することができる。</p> <p>一—反社会的勢力に属すると認められるとき。</p> <p>二—反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>三—反社会的勢力を利用してしていると認められるとき。</p> <p>四—反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。</p> <p>五—反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>六—自ら又は第三者を利用して、元請負人又は元請負人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。</p> <p>2—元請負人は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、下請負人に損害が生じても元請負人は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により元請負人に損害が生じたときは、下請負人はその損害を賠償するものとする。賠償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。</p>	<p>(元請負人の解除権)</p> <p>第45条 1項～8項 変更なし(省略).....</p> <p>9 元請負人は、下請負人又は再下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはそのすべてを含む)が、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せずに、個別契約を解除することができる。</p> <p>一 反社会的勢力に属すると認められるとき。</p> <p>二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>三 反社会的勢力を利用してしていると認められるとき。</p> <p>四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。</p> <p>五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>六 自ら又は第三者を利用して、元請負人又は元請負人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。</p> <p>10 元請負人は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、下請負人に損害が生じても元請負人は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により元請負人に損害が生じたときは、下請負人はその損害を賠償するものとする。賠償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。</p>

(全文新設)

(契約が解除された場合等の違約金)

第46条 次の各号のいずれかに該当する場合には、下請負人は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として元請負人の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 下請負人がその債務の履行を拒否し、又は下請負人の責に帰すべき事由によって下請負人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 下請負人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 下請負人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 下請負人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(前条第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、元請負人は当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。